

待機児童発生時における保育 室等の居室面積基準の緩和

平成29年7月12日
長野県須坂市

重点番号1：保育所等の児童福祉施設に係る
「従うべき基準」等の見直し（長野県須坂市）

保育の現状と課題

- 施設の老朽化や3歳未満児の入所の増加に対応するため、平成23年度から5か年で、市内10公立保育園のうち、未整備の全8保育園を施設整備を実施。



- しかし、平成27年度からの子ども・子育て支援新制度施行により、保育園に入りやすくなったため、3歳未満児の入所希望が大幅に増加。

- さらに少子化や新制度への移行を断念した私立幼稚園の休園も相まって、ますます保育ニーズが増加中・・・

- 私立保育園の施設整備も行われていますが、将来の児童数減少は確定的なことから、これ以上の施設整備は困難であるが、2年後には待機児童の発生が避けられない。

(参考) 保育所の利用見込み

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度 (見込み)
施設 定員	1,370	1,400	1,400	1,400	1,414
入所 児童数	1,350	1,385	1,382	1,387	1,350
うち 3歳未満児	470	480	501	505	520
待機 児童数	0人	0人	0人	0人	4人

求める提案内容

そこで待機児童発生時における保育室等の居室面積基準を地域の実情に応じて弾力的に運用できるように「標準」の地域要件を見直していただきたい。

でも、ただでさえ日本の保育室等の居室面積基準は狭いのに、緩和をしたら保育環境が悪化するのでは……

38.9㎡のほふく室

- 幼児11人と保育士3人

